

恵那市先人顕彰拠点施設
デザイン等作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年1月19日

恵那市教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の目的

恵那市では、旧岩村振興事務所庁舎を利活用し、郷土の先人である佐藤一斎先生を中心とする先人顕彰の拠点施設を整備することとしている。現在、地域組織からなる旧岩村振興事務所利活用検討委員会により、整備内容や運営方法について検討が進められている。

本業務では施設のイメージデザインを制作することで、地域住民はもとより、市民全体へ共通イメージの浸透を図り整備及び運営に向けた期待感の醸成を行うと共に、市外に向けて早期から新施設のPRを行い効果的な情報発信を行うことを目的とし、本業務を行う。

2. 一般事項

- (1) 発注者 恵那市
- (2) 事業の名称 恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託
- (3) 業務の場所 恵那市 地内
- (4) 業務の内容 恵那市先人顕彰拠点施設のコンセプトデザインの作成、イメージパースの作成
※詳細は「恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託」仕様書のとおり
- (5) 提案上限額 2,000,000円(消費税及び地方消費税込み)
(参考)展示事業に係る予定事業費(設計及び施工費を含む金額)
110,000,000円(消費税及び地方消費税込み)
- (6) 事業期間 契約日から令和5年3月31日まで
- (7) 審査 審査委員会において、契約候補者を選定する
- (8) 性格 本プロポーザルは契約候補者の特定を目的に実施するものである。
- (9) 事務局 恵那市教育委員会事務局生涯学習課
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
担当：伊東
電話 0573-26-2111(内線471) ファクス 0573-26-2189
電子メール syo-gakusyu@city.ena.lg.jp

3. 参加者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 令和5年1月31日までに恵那市競争入札参加資格者名簿(展示物のデザイン・

制作)に登録されており、本業務が履行可能な者。

- (2) 提案書の提出期限において、恵那市の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去5年度以内(2017(平成29)年度以降に業務が完了したもの)に、同種または類似する展示施設の設計施工業務の実績を有していること。
- (7) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できるもの。
- (8) 市税等を滞納していない者であること。

4. 公募スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：令和5年1月19日(木)から市ウェブサイトで公表
- (2) 質問の受付期限：令和5年1月25日(水)午後5時15分まで
質問は、質問書【様式第1号】により事務局へ電子メールで提出すること。(質問書の様式によらないもの及び電子メール以外の質問には回答しない。)
回答方法：受け付けた質問書を取りまとめ、令和5年1月27日(金)までに恵那市公式ウェブサイト上で回答する。
- (3) 参加表明書の提出期限：令和5年1月31日(火)
本委託業務に参加を希望する場合は、参加表明書【様式第2号】を事務局まで直接持参または郵送すること(必着)。
持参による受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く)。なお、電送による提出は受け付けない。
提出後、都合により辞退する場合には、辞退届【様式第3号】を提出すること。
- (4) 企画提案書提出期限：令和5年2月9日(木)
「6. 提出書類」を事務局まで直接持参または郵送すること(必着)。

持参による受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）。なお、電送による提出は受け付けない。

(5) プレゼンテーション及び審査：令和5年2月13日（月）予定

参加表明書の提出後、審査日時及び会場を通知する。

(6) 審査結果の通知：令和5年2月14日（火）予定

審査結果は提案者すべてに送付する。

※審査結果に関しては、異議申し立ては受け付けない。

5. 企画提案書

(1) 提案内容

企画提案書には以下の内容を含め、「恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託 仕様書」の趣旨に沿った提案とすること。

ア 恵那市先人顕彰拠点施設のデザイン等作成における基本的な考え方、取組方針

・提案にあたっては以下の資料を参考にすること。

旧岩村振興事務所図面

旧岩村振興事務所利活用検討委員会検討資料

佐藤一斎紹介リーフレット

イ デザインラフ

・仕様書で仮定する当該施設1階の西側部分（旧岩村振興事務所図面のエントランスホール及び事務室(1)及び客溜(南)部分に該当)を対象範囲とする。

・旧岩村振興事務所利活用検討委員会検討資料を基に作成すること。

・デザインラフは1点とし、A3サイズ1ページに作成すること。

ウ 当該施設の整備に類似すると考える過去の展示デザイン作成実績の事例

・過去に設計及び施工した展示施設のデザイン事例を紹介すること。事例は3つまでとする。

①提案は、全て企画提案書に記載すること。

②提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。

(2) 様式

①用紙 A4サイズ 様式任意 片面10ページ以内（表紙除く）

デザインラフ等A3サイズで作成した資料はA4、2ページ分と換算する。

②ページ番号 表紙を除き通し番号とし、各ページに印字すること

(3) 追加提案

- ・本市が要求している以外に、有効な独自提案があれば自由に提案すること。
- ・ただし、提案できるものは今回の提案上限額の範囲内のものに限る。

6. 提出書類

(1) 企画提案書 9部（正本1部、副本8部）

提案者名は正本のみ記載し、副本には提案者名及びそれを推測できる文言を記載しないこと。

(2) 見積書 1部

(3) 会社概要調書【様式第4号】 1部

(4) 業務実績報告書【様式第5号】 1部

(5) 業務実施体制報告書【様式第6号】 1部

(6) その他

- ①参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとする。
- ②提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤提出書類のないように含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

7. 審査

(1) 審査方法

- ①審査は提案書によるプレゼンテーションを基に評価し、契約候補者を選定する。
- ②審査は非公開で行う。
- ③提案者が1者であっても審査会を実施する。

(2) 審査の概要

- ①日 時 令和5年2月13日（月）予定

参加表明書の提出後、審査日時及び会場を通知する。

②場 所 本市が指定する場所

③出席者 1 応募者 3 人以内

④実施時間 1 応募者 30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）

⑤プレゼンテーション

ア) 提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこと。企画提案書等と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。

イ) プレゼンテーションの順番は、プロポーザルの参加表明順に行う。

8. 契約

選定した契約候補者と恵那市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、採用になった案について、恵那市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。

なお、契約候補者と恵那市との間で行う仕様の詳細事項についての協議が調わなかった場合には、評価結果において評価点が次点の提案者と協議を行う。契約保証金については、免除する。

本業務の契約者とは、今後に想定される展示設計及び施工業務において、契約候補者として優先的に協議を進める。ただし、予算議決等の要因で異なる場合がある。

9. その他

(1) 失格

下記に該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載をしたもの。

②提出期限内に提出書類が提出されなかったもの。

(2) 留意事項

①提出された企画提案書等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。

②企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

③本要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。